

やざわ 矢沢たかお

自由民主党 川崎市議会議員

NEWS

みなさん、こんにちは。川崎市議会議員（宮前区選出）の矢沢孝雄です。
早いもので市議会2期目をもう直ぐ終わり、本年は3期目へのチャレンジの年となります。今後も「謙虚に丁寧に前向きに」の姿勢を崩すことなく邁進してまいります。市議会定例会毎に発行してきた本紙もVol28となりました。今回は令和4年第5回定例会のご報告に加え、当方が4年前に掲げた公約の検証と市政報告資料を作成しましたのでそのご案内をさせて頂きます。



Photo:上空から見た北部市場周辺
Vol 28
2022 November
~
2023 January
討議資料



一般質問の様子

第5回定例会におけるご報告 4項目

11月28日から12月21日までの会期で、令和4年川崎市議会第5回定例会が開催されました。今議会では、追加議案含めて議案45件、報告1件が上程され、補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、感染対策をはじめ、原油価格・物価高騰対策が示されました。我が会派はかねてより、物価高騰対策について、市長への要望を重ねており、今後も市民生活を直撃する諸課題に先頭に立って取り組んで参ります。また、国が創設した「出産・子育て応援交付事業」は本市のこれまでの取組をさらに後押しするものであり、子どもを産み、育てる環境の一層の充実を図って参ります。

代表質問では先の補正予算をはじめ、太陽光パネル設置義務化の課題や特別市を念頭にした多様な大都市制度、港湾・臨海部におけるカーボンニュートラルの取組、医療福祉人材の確保、多子世帯支援、等々力緑地・富士見公園の再編整備など34項目に渡って議論を行いました。

出産・子育て応援事業の実施について



国が創設した「出産・子育て応援交付金事業」を基に、事業対象者にあたる妊婦・出産後の子育て家庭に対して、相談に応じる継続的な支援を実施する「伴走型相談支援」と経済的支援を実施する「出産子育て応援ギフト」、この2つの支援を実施する為の補正予算約17.8億円が計上され本議会最終日に成立しました。

<事業対象者>

- (1) 事業開始以降に妊娠届出をした方、妊娠8ヶ月頃の方、出産後の方
- (2) 事業開始時点での妊娠中の方
- (3) 令和4年4月から事業開始前に出産した方

<事業内容>

- (1) 伴走型相談支援の充実（専門職による全数面接、アンケート後のフォローフォローアップ、新生児訪問等）
- (2) 経済的支援（本市では妊娠届出時（5万円）・出産届出時（5万円））

<今後の事業実施スケジュール>

- | | |
|--------|------------------------|
| 令和5年2月 | ・妊娠届出済・出生済の方への申請勧奨文を発送 |
| 令和5年3月 | ・申請者への出産・子育て応援ギフトの支給開始 |
| 令和5年4月 | ・伴走型相談支援の面接の開始 |

本制度は、毎年度継続していく事業となります。

今後は、マイナンバーカード連携による迅速な事業執行や、地域振興にも資する取組に向けたクーポン化の検討など、本市独自の取組を検討していきます。



無痛分娩、市立病院で来年度から実施

麻酔薬で陣痛を和らげ、産後の回復も早い無痛分娩が、市立病院では初めて来年度から川崎病院で実施されます。実施率は全国的に増加傾向にあり、令和2年9月の全分娩件数に占める割合は、全国8.6%に対し、市内15.3%と、川崎病院でも要望が高まっておりました。

代表質問では、実施までの経緯、当該病院にて見込まれる件数、加算量、24時間体制への対応等について伺いました。これらに対し市の答弁では、多くの要望を受け、産科及び麻酔科の医師が他病院の専門医から技術指導を受けるなどの準備を行い実施するに至ったこと、見込まれる件数は当面週1程度であること、加算量として10万円の追加負担に合わせ、無痛分娩に必要な陣痛促進などの状況により入院日数が伸びることによる費用の増加、大幅な体制強化が必要となる24時間体制は困難である事が示されました。

一方、分娩が遅くなることや、麻酔に伴う合併症の可能性も指摘されています。

今後は、分娩を希望される方へのパンフレット配布や、市のホームページ等で情報が発信されます。

太陽光パネル設置義務化の議論について

現在、川崎市では「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に関する重要施策の考え方（案）」を公表し、パブリックコメント手続きを実施、令和4年度末頃の条例改正を目指しています。

本条例改正において議論となっているのが、「太陽光パネル設置義務化」に関してです。条例改正が行われると、以下の内容が段階的に施行されます。

制度1（仮称）建築物太陽光発電設備等導入制度

- ・延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等設置義務

制度2（仮称）特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

- ・延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間に一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

※他、制度3～4が予定されています。

Qなぜこのタイミングでの重要施策の考え方となったのか、なぜ太陽光パネルを軸とした施策なのかについて

A 気候変動の脅威は益々増大し、世界各国や国内、また市内においても自然災害の激甚化という形で現れており、今後さらに深刻化することが懸念されている。

このたびの「重点施策の考え方（案）」は、本市における最も大きな「再生可能エネルギーポテンシャル」である太陽光発電を活用し、特に民生系への再生可能エネルギーの積極的導入に取り組むため、新築建築物への太陽光発電設備の設置を一定義務づける制度を導入しようとするもの。（中略）

市民・事業者の皆様のご理解をいただきながら、脱炭素化のためにできうることを、できることから早急に、かつ、全力でオール川崎での取組を進めていく。

Q新築住宅への太陽光発電の義務化による削減効果について

A 民生家庭部門で必要とされる2030年度の温室効果ガス削減量の目標が、2013年度比で98万トン削減と試算している。2013年度から2019年度までの6年間で、すでに約37万トン削減している。さらに、将来的な社会的要因から、2030年度までに52万トンのCO₂削減が見込まれることから、残り約8万4千トン分を新たな施策によって削減していく必要がある。

本制度の実施によるCO₂削減効果については、現在の想定で2030年度時点での年間削減量は1万4千トン、民生家庭部門において追加で必要な削減量の約17%に相当するものであり、目標達成に大きく貢献する制度であると考えている。

Q延べ床面積2000m²未満の新築建築物への設置については、義務は施工者にあり、建築主は設置するかしないかを選択することが出来るが、なぜ敢えて「義務化」なのかについて

A 本市においては、再エネ導入を加速化させるため、環境審議会脱炭素部会に意見を頂きながら、再エネ導入に係る義務制度の検討を進めてきた。

環境審議会の答申では、太陽光発電設備はCO₂削減効果、経済性等、住民メリットが見込めるとされた為、市民が正しく設置の適否を検討できる環境を作ることで、設置が一層促進されると判断した。

市は、太陽光発電Q&A集を公表しています。是非ご覧ください。



小児医療費助成制度拡充へのスケジュール案が示される！

先の9月議会において、我が会派の要望が基となり、市長より小児医療費助成制度の拡充が表明され、今議会開会直前には文教委員会にて同制度の拡充（案）が示されました。

主な内容としては、通院助成対象年齢を現行の小学校6年生から中学校3年生に引き上げること、所得制限を撤廃すること、一部負担金については小学校4年生以上において1回500円を維持すると同時に、市民税所得割非課税世帯については負担金を求めないことの他、制度の円滑な移行に向けたスケジュール案も示されました。スケジュール案では、来年の予算議会において、予算案を計上し、条例の改正、議決後にシステム改修に着手。周知広報を行い、新年度の5月頃に申請勧奨を行い、既存の受給者の更新に合わせて8月下旬に医療証を送付し、9月より実施していくとのことです。

また、制度拡充に伴う財政への影響については年16億円程度の規模になると見込んでおり、今後の子どもの減少が見込まれる中で、子育て施策全体における重点の見直しを含め、全般的な調整を進めることにより財源の確保を行っていく旨が代表質問にて答弁されました。



川崎市の多子世帯支援について

今議会における一般質問では、4つのテーマについて取り上げました。
今回は多子世帯支援についてご報告致します。



背景

出生数80万人割れという話題が大きく取り上げられていますが、少子化対策は今に始まったものではなく、政府も継続的に取り組み続けてきた重要課題です。人口増が続き平均年齢も若い、子育て世帯が多く住むまちだからこそ、国に先んじてさまざまな取り組みを進めていくことが求められます。今回は他都市と比較して遅れている川崎市の多子世帯支援について取り上げました。

川崎市における多子世帯割合の現状

右の表は、国民生活基礎調査から「東京都区部+政令指定都市」21大都市における「児童のいる世帯数等(3人以上)」の割合をソートしたものです。

この国民生活基礎調査から見る川崎市の特徴は、①多子世帯割合は大都市の中で下位(19位~21位)、②児童全体の中で多子世帯が占める割合が調査毎に減少(悪化)している、③一方、児童1人世帯は大都市の中でも上位(2~3位)ということです。

どうでしょうか、川崎市に住む子育て世帯なら納得感のあるデータなのではないかと思います。多くの子育て世帯からは3人子どもがいる世帯は本当に珍しいという声を日々いただいています。

例えば、どういった問題が!?

本市が行なっている多子世帯支援の中で、具体的な問題点を挙げます。「保育所等保育料の多子減免」を例にあげてみると、本市では、第2子の保育料を半額、第3子を無償とし、小学校就学以降の児童については減免対象となる児童数から除外されています。

例えば、一番上の子どもが小学生で、第2子、第3子が保育園に通っている場合、第2子が1人目とカウントされ、第3子は無料とはなりません。例えば、小学生と中学生の子どもがいる家庭に、第3子が誕生しても、それは第1子としてカウントされてしまう為、0~2歳の保育料は全額自己負担となります。

これらは国の基準ではあるものの、東京都、神戸市、札幌市等の大都市では、小学生以降でも1人目としてカウントする独自の基準を設けるなど、対策をしています。この基準の見直しを質問の中で求めたところ、現在の市の答弁は、「対象となる子どもの考え方や自治体間で違いがあるべきではなく、他の政令市などと連携し、国に対して年齢制限の撤廃を要望した」、「多子世帯への支援についてしっかりと取り組むなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、総合的に子育て支援対策を推進していく」という内容でした。きょうだいの年齢が離れている場合は減免対象にならないという基準は、保育料だけでなく、給食費や保育施設の利用調整等でも適用されているのが現状です。

子ども産み育てやすい環境を

本市は国の基準に沿った取組を進めてきましたが、この基準は、副食費の免除や保育所入所の利用調整などにも全て適用されており、この課題の是正においては、国が取り組むべき課題であるスタンスで要望活動をしてきました。それ自体には異論はありませんが、子どもを産み育てやすいまちを目指している本市として、現状に満足することなく、改めて本当にこども産みやすいのか、育てやすいのか、を常に疑う姿勢が大切なのだと思います。当方からは、全国の中でも川崎市における多子世帯割合が最下位若しくは低位に位置していることを、客観的に伝えた上で、これまで市が進めてきた取り組みをPRする姿勢というより、本当に子どもを産み育てやすい環境なのか!?これを常に疑問視する謙虚な姿勢を持つことを、自戒の念を込め、市長にお伝えをさせて頂きました。

矢沢たかお プロフィール

- 昭和60年8月28日、川崎市宮前区初山に生まれる(37歳)
- 川崎市立菅生小学校 卒業・川崎市立菅生中学校 卒業
- 法政大学第二高等学校 卒業・法政大学情報科学部 卒業
- 平成20年 伊藤忠テクノソリューションズ(株)入社
- 平成26年 政治活動に専念するため同社を退社・平成27年川崎市議会議員(宮前区)初当選・平成31年二期目当選
- 令和4年度 自民党川崎市議団 副団長、健康福祉委員会 委員長、議会運営委員会委員
- 趣味:剣道四段(五段に向け修行中)、空手二段、書道 毛筆三段 硬筆二段

矢沢たかおの 日々の活動



2019年公約検証と今後の活動について

11月下旬の「市政活動報告会」は、新型コロナの影響により中止し、昨年同様、これまで毎年行っていた報告会に参加してくださった方々に活動報告資料をお届けしました。報告資料はホームページに、説明動画はYoutubeに掲載致しました。

今回の報告資料では、従来からの宮前区3大事業、地域の諸課題への取組状況は昨年の状況を更新に加え、前回選挙で掲げた公約の検証を追加作成しました。是非ご覧ください。

令和4年活動報告

~2019年公約検証と今後の活動について~

令和4年11月
川崎市議会議員 矢沢たかお



QRコード読み取り
で詳細内容が確認
できます



本年は選挙の年! 貴重な権利を大切に

昨年7月には18歳選挙権が導入されてから5回目の国政選挙(第26回参議院通常選挙)がありました。全体の投票率は52.1%。過去の国政選挙の推移を見ても、10歳代の投票率(44.1%)は20歳代(37.6%)よりも総じて高くなっているものの、10歳代が20歳代に移行してからは投票に行かなくなってしまう傾向にあることが課題とされています。本年は統一地方選挙が4月9日(日)投開票日として予定されています。前回平成31年度の川崎市議会議員選挙の投票率は約41.4%(前回-0.6%)。川崎市は令和6年度で市制誕生から100年を迎えます。貴重な権利行使し、これから時代を担う人を選んで頂きたいと思います。



グラフ1 川崎市議会議員選挙の投票率



グラフ2 平成31年川崎市議会議員選挙 年齢別投票率

しっかり聴く市民相談所

市民相談お気軽にお問い合わせください!

矢沢たかお事務所・・・神奈川県川崎市宮前区初山1-20-12

電話 044-976-2727

FAX 044-976-8686

mail mail@yazawa-t.info

矢沢たかお 検索
<https://www.yazawa-t.jp/>
[twitter](#) [facebook](#)

